

法第34条第9号審査基準

休憩所

1 申請者

申請者（事業者に限る。）は、休憩所（「予定建築物の用途等」に該当するものをいう。）を開業するにあたって、個別法による資格、免許、又は許可等（以下資格等という。）を必要とする場合は、当該資格等を取得しているか又は取得する見込みが明らかであること。

またフランチャイズチェーン、ボランティアチェーン又はレギュラーチェーンとして加盟する場合は、その契約をしているか又は契約する見込みが明らかであること。

2 開発区域

開発区域は、次に該当すること。

市街化調整区域内の現に供用されている国道、県道又はこれらの道路と交差又は接続する幅員12メートル以上の市道（国道又は県道と交差又は接続する箇所から12メートル以上の幅員が連続する区間に限る。）（以下「対象道路」という。）に6メートル以上接していること。

なお、対象道路（高速自動車国道を除く。）に市道である側道（対象道路の通行車輛が、対象道路から分岐した道路を經由し、再度合流するものであって、対象道路と密接不可分な関係の連絡道路をいう。）が存する場合は当該側道を対象道路とみなす。

区域面積は500平方メートル以上とすること。

区域内に「予定建築物の付帯施設」で必要な駐車施設を設置すること。

3 予定建築物の用途等

自己の業務の用に供するものであり、次のいずれかに該当し、居住及び宿泊施設を併設しないこと。

ドライブイン（自動車運転者又は同乗者（以下運転者等という。）に飲食物を提供し、休憩させるための飲食店をいう。）

コンビニエンスストア（運転者等に主として飲食料品を中心とした各最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行うものをいう。）

4 予定建築物の付帯施設

予定建築物の用途に応じて、次に掲げる付帯施設を設けること。

ドライブインにあつては収容人員4人に1台の割合で算出した台数以上の小型四輪自動車及び1台以上の大型車が駐車できる広さの駐車場が区域内に有効に配置されていること。

コンビニエンスストアにあつては次のアからウに該当すること。

ア 予定建築物内に運転者等が利用できる便所が2つ以上（男女別とし、

- それぞれ独立した便房とする。)設置されていること。
- イ 運転者等が利用できる便所が設置されている旨の看板等が屋外に設置されていること。
 - ウ 9台以上の小型四輪自動車及び1台以上の大型車が駐車できる広さの駐車場が区域内に有効に配置されていること。

5 予定建築物の規模等

予定建築物の規模等は、次に該当すること。

コンビニエンスストアにあつては物品販売に係る部分の床面積は200平方メートル以下とする。

管理施設(事務室、休憩室等で通常附属すると考えられる施設をいう。)を併設する場合は、飲食又は物品販売に係る床面積の2分の1以下で同一棟とする。

規模は次のアまたはイに該当するものであること

- ア 用途地域の指定のない区域にあつては建ぺい率60%(建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは70%)以下、容積率200%以下、高さ10メートル以下(「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。)であること。なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)による附則第7条が適用された場合は、これによるものとする。
- イ 用途地域の指定のある区域にあつては、それに適合しているものであること。

給油所

1 申請者

申請者（事業者に限る。）は、給油所（対象道路を通行する自動車に対して揮発油、軽油、液化ガス等の燃料を給油、充填を行う施設（特定の事業所等への供給を目的とした施設は除く。）をいう。以下同じ。）を開業するにあたって、個別法による資格、免許、又は許可等（以下資格等という。）を必要とする場合は、当該資格等を取得しているか又は取得する見込みが明らかであること。

またフランチャイズチェーン、ボランティアチェーン又はレギュラーチェーンとして加盟する場合は、その契約をしているか又は契約する見込みが明らかであること。

2 開発区域

開発区域は、次に該当すること。

市街化調整区域内の現に供用されている国道、県道又はこれらの道路と交差又は接続する幅員12メートル以上の市道（国道又は県道と交差又は接続する箇所から12メートル以上の幅員が連続する区間に限る。）（以下「対象道路」という。）に6メートル以上接していること。

なお、対象道路（高速自動車国道を除く。）に市道である側道（対象道路の通行車輛が、対象道路から分岐した道路を経由し、再度合流するものであって、対象道路と密接不可分な関係の連絡道路をいう。）が存する場合は当該側道を対象道路とみなす。

区域面積は500平方メートル以上とすること。

3 予定建築物の用途等

自己の業務の用に供する給油所であること。なお、次に該当する建築物は同一棟とすること。

管理施設（事務室、休憩室等で通常附属すると考えられる施設をいう。）
自動車の点検・整備を行う作業場
洗車場

4 予定建築物の規模

予定建築物の規模は、次のいずれかに該当すること。

用途地域の指定のない区域にあつては建ぺい率60%（建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは70%）以下、容積率200%以下、高さ10メートル以下（「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。）であること。なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による附則第7条が適用された場合は、これによるものとする。

用途地域の指定のある区域にあつては、それに適合しているものであること。

火薬類の製造所

1 申請者

申請者（事業者に限る。）は、火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第3条の許可を取得したもの又は当該許可を取得する見込みが明らかかな者であること。

2 予定建築物の用途等

自己の業務の用に供するものであり、火薬類取締法第3条に規定する火薬類の製造所である建築物であること。

3 予定建築物の規模

予定建築物の規模は、次のいずれかに該当すること。

用途地域の指定のない区域にあつては建ぺい率60%（建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは70%）以下、容積率200%以下、高さ10メートル以下（「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。）であること。なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による附則第7条が適用された場合は、これによるものとする。

用途地域の指定のある区域にあつては、それに適合しているものであること。

道路管理施設

政令 21 条第 1 号に規定する公益上必要な建築物以外の施設で、高速自動車国道等において、その道路の維持、修繕その他管理を行うために道路管理者が設置する建築物又は第一種特定工作物であること。

附則 この基準は平成 15 年 8 月 1 日より施行する。
なお平成 15 年 7 月 31 日までに開発許可の申請を受理したものについては、従前の例によることができる。

附則 この基準は平成 19 年 11 月 30 日より施行する。